

議案第7号

二宮町子ども・子育て会議条例の一部を別紙のように改正する。

令和5年2月28日提出

二宮町長 村田 邦子

〔提案理由〕

子ども・子育て支援法の一部改正により、引用条文の条項に整合を図る必要が生じたことに伴い、本条例に必要な改正をするために提案する。

二宮町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例

二宮町子ども・子育て会議条例（平成25年二宮町条例第23号）の一部を次のように改正する。

第1条及び第2条中「第77条」を「第72条」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(議案第7号) 二宮町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の新旧対照表

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p>第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。) <u>第72条</u>第1項の規定に基づき、二宮町子ども・子育て会議(以下「会議」という。)を設置する。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 会議は、<u>法第72条</u>第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。) <u>第77条</u>第1項の規定に基づき、二宮町子ども・子育て会議(以下「会議」という。)を設置する。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 会議は、<u>法第77条</u>第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。</p>